

商標登録第5022671号 松阪牛（まつさかうし／まつさかぎゅう）

商標

松阪牛

権利者

松阪肉事業協同組合（三重県松阪市湊町148-9）
松阪農業協同組合（三重県松阪市豊原町1043-1番地）
松阪飯南家畜商協同組合（三重県松阪市飯南町横野160-3）
多気郡農業協同組合（三重県多気郡明和町斎宮1831-21）
伊勢農業協同組合（三重県度会郡度会町大野木1858番地）
三重中央農業協同組合（三重県津市一志町田尻595番地の13）
一志東部農業協同組合（三重県松阪市嬉野権現前町464番地の5）
津安芸農業協同組合（三重県津市一色町211番地）
津食肉事業協同組合（三重県津市北丸之内20番地）
伊勢食肉事業協同組合（三重県伊勢市大世古2-10-12）
松阪地方家畜商商業協同組合（三重県多気郡多気町相可428番地）

連絡先・関連ウェブサイト

関連ウェブサイト：[松阪牛協議会ホームページ（外部サイトリンク）](#)

商品・サービスの特徴

「松阪牛」の肥育地域では、古くから兵庫県但馬地方から黒毛和種の雌牛を導入し、役牛として活用していました。明治以降には牛肉食が全国に広まり、役牛の役目を終えた牛を肉用として肥育し、良質肉牛を出荷できるよう関係者が努力したことで肉牛産地の名声を高めました。現在では、兵庫県をはじめとする全国各地から優秀な血統の子牛を導入し、1頭1頭行き届いた管理がなされています。また、伝統的な「松阪牛」を守るため兵庫県から子牛を導入し、この地域において900日以上肥育するものを松阪牛個体識別管理システムでは「特産松阪牛」と位置付け、「松阪牛シール」に「特産」と表示しています。



指定商品又は指定役務

三重県下における平成16年11月1日現在での行政区画名としての松阪市と津市と伊勢市と久居市と香良洲町と一志町と白山町と嬉野町と美杉村と三雲町と飯南町と飯高町と多気町と明和町と大台町と勢和村と宮川村と玉城町と小俣町と大宮町と御園村と度会町のいずれかにおいて肥育された黒毛和種未経産の雌牛又は松阪牛個体識別管理システムに登録された農家によって肥育された黒毛和種の未経産の雌牛及び雌牛の肉